

IFRS 第2号の限定的改定

IASB 客員研究員 よしむら けんいち
吉村 健一

はじめに

2014年2月及び2014年4月に国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS第2号に関する限定的改定の提案を議論した。その中で4つの異なる論点が議論されたが、そのうち3つの論点についてIFRS第2号の限定的改定の公開草案に含めることを暫定決定した。以下でその背景及び議論の内容を簡単に紹介する。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

論点①：業績条件を含む現金決済型の株式に基づく報酬

論点の概要

2013年4月、IFRS解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）は、業績条件が付された現金決済型の株式に基づく報酬取引の会計処理を明確化して欲しいという要望を受領した。

持分決済型の株式に基づく報酬取引に付されている権利確定条件及び権利確定条件以外の条件の取扱いについては、IFRS第2号の第19項から第21A項にガイダンスが存在する。このガイダンスは、株式市場条件及び権利確定条

件以外の条件は資本性金融商品の公正価値測定に含めるが、株式市場条件以外の権利確定条件については、資本性金融商品の公正価値測定では考慮しないことを要求している。

一方で現金決済型の株式に基づく報酬取引の負債の評価に関しては、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件の取扱いについて特段のガイダンスが存在しない。したがって、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件すべてを負債の公正価値測定で考慮すべきか、又は第19項から第21A項のガイダンスを類推適用すべきか明確ではないとの主張があった。

議論の内容

解釈指針委員会は2013年9月にこの論点を議論した。IFRS第2号第6A項のガイダンスは、IFRS第2号で定義される「公正価値」を適用することを求めているが、解釈指針委員会は、このガイダンスはこのIFRS第2号の公正価値の概念を、現金決済型と持分決済型の両方に適用することを要求しているとの見解を示した。

以上から解釈指針委員会は、IFRS第2号を改定し、現金決済型の株式に基づく報酬に付されている権利確定条件及び権利確定条件以外の条件は、持分決済型の株式に基づく報酬のガイダンスに従い会計処理されることを明確化する

よう IASB に対して提案した。

IASB は 2014 年 2 月の会議で解釈指針委員会の提案に賛成し、当該論点について IFRS 第 2 号を改定し明確化を行うことを暫定決定した。

論点②：源泉徴収税額との純額で 決済される株式に基づく報酬

論点の概要

2010 年 3 月に解釈指針委員会は、源泉徴収税額との純額で決済される株式に基づく報酬は IFRS 第 2 号でどのように分類すべきかという質問を受領した。解釈指針委員会で議論された取引は、株式に基づく報酬の決済時に、企業は従業員が受け取る株式報酬に関する個人所得税の源泉税額に見合う数量を控除して資本性金融商品を従業員に対して交付し（源泉徴収税額の純額決済）、この従業員の源泉税を企業が現金で課税当局に支払うという取引である。企業が本来契約に基づいて発行すべき数量の資本性金融商品の一部を個人所得税の源泉徴収として留保するが、その源泉徴収部分は従業員を経由せずに課税当局に直接現金で支払われる。

この株式に基づく報酬取引が、当該純額決済条項がなければ全体が持分決済型に区分される取引であると仮定した場合、(A)その企業に留保される部分だけを現金決済型として区分すべきか、(B)取引全体を持分決済型として区分すべきかというのがここでの論点である。

議論の内容

解釈指針委員会は 2010 年 9 月、2010 年 11 月、2011 年 3 月、及び 2013 年 3 月にこの論点を議論した。議論の結果、解釈指針委員会は以下のような見解を示した。

- 企業に留保される部分を現金決済型に分類すべきか持分決済型に分類すべきかについて、現行の IFRS 第 2 号は明確なガイダンスを提供していない。
- 企業に留保される部分のみを他の部分と異なる分類とするのは、実務上著しく煩雑である。
- アウトリーチの結果、当該論点には実務上の重要な多様性がみられる。
- 見解(A)と見解(B)では会計処理結果が著しく異なり得る。

以上から解釈指針委員会は、最低法定源泉徴収義務を果たすことを目的に純額決済を行う契約に限り、全体を持分決済型に区分することを個別ガイダンスで要求すべきという結論に至った（米国会計基準に存在するガイダンス¹と同等）。

2014 年 2 月、IASB は上記の解釈指針委員会の提案を議論した。議論の結果、IFRS 第 2 号の要求事項の例外として、提案されたガイダンスを IFRS 第 2 号に追加することを暫定決定した。

論点③：現金決済型の株式に基づく報酬の条件変更による持分決済型への変更

論点の概要

2011 年 3 月に解釈指針委員会は、現金決済型から持分決済型への分類変更を伴う株式に基づく報酬の付与条件変更の会計処理に関する質問を受領した。具体的には、

- 現金決済型の株式に基づく報酬が取り消され、その代替として新しい持分決済型の株式に基づく報酬が付与される
- その代替日の持分決済型の株式に基づく報酬の公正価値が、当初の現金決済型の株式に基

1 米国会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系（FASB-ASC）718-10-25-18 項

づく報酬の公正価値と異なる

場合、その新しい持分決済型の報酬をどのように測定すべきか、及び公正価値の差額をどのようにに会計処理すべきかという論点である。現行のIFRS第2号には現金決済型の株式に基づく報酬取引の条件変更に関するガイダンスが存在しないため、以下のように多様な会計慣行が存在している。

- (A) IFRS第2号第27項の付与条件変更のガイダンスを適用し、新しく付与された持分決済型報酬は現金決済型報酬の付与日の公正価値に増分公正価値を足した金額で評価する。
- (B) 新しく付与された持分決済型報酬は代替日の公正価値で評価し、当初の現金決済型報酬の公正価値との差額は残存権利確定期間にわたり損益に計上する。
- (C) 新しく付与された持分決済型報酬は代替日の公正価値で評価し、当初の現金決済型報酬の公正価値との差額は代替日に全額損益に計上する。

議論の内容

解釈指針委員会は2011年5月及び2013年3月にこの論点を議論した。議論の結果、実務に重要な多様性があることに鑑み、以下のようなアプローチでIFRS第2号に個別ガイダンスを追加することをIASBに提案した。

- 現金決済型報酬が取り消され、新たに持分決済型報酬が付与される取引は、現金決済型から持分決済型への分類変更を伴う現金決済型報酬の付与条件の変更と同じ会計処理を適用する。
- 当該株式に基づく報酬取引は、付与条件変更日の資本性金融商品の公正価値に基づいて評価される。
- 付与条件変更日において、当初の現金決済型報酬に関する負債の認識を中止し、持分決済型報酬を認識する。認識する資本の増額は、

付与条件変更日の資本性金融商品の公正価値と、同日までに提供されたサービスに基づいて決定される。

- 付与条件変更日における負債の帳簿価額と資本に認識された価額との差額は、即時損益に認識する。

2014年2月及び4月にIASBは上記の解釈指針委員会の提案を議論し、その提案に沿ったIFRS第2号の改定を行うことを暫定決定した。

論点④：決済方法が将来の不確実な事象により決定する株式に基づく報酬取引

論点の概要

2009年5月に解釈指針委員会は、株式に基づく報酬取引の決済方法（現金での決済か資本性金融商品での決済か）が将来の不確実な事象に依存する場合、その株式に基づく報酬取引をどのように分類すべきかという論点を受領した。具体的には、新規株式公開のような企業及び従業員の支配が及ばない事象が発生すると、即時に権利が確定し現金で決済される持分決済型の株式に基づく報酬取引が存在する。そのような報酬は持分決済型として区分すべきか、現金決済型として区分すべきか、又は両者の複合商品として区分すべきかという論点である。

実務でみられる条件付決済条項には、新規株式公開だけではなく、支配株主の変更、従業員の死亡等の発生・非発生によって決済方法が決定するものが存在する。また上記の取引とは逆に、当初は現金決済型であるが、ある不確実な事象が発生した場合資本性金融商品で決済されるという条件付決済条項も存在する。

現行のIFRS第2号には、相手方に決済方法の選択権が与えられている場合、及び企業に決済方法の選択権が与えられている場合についてのガイダンスは存在するが（第34項から第43項）、両者共に支配できない将来事象によって

決済方法が決定する取引についてのガイダンスは存在しない。したがって実務では多様な会計処理が行われている。

議論の内容

解釈指針委員会は2009年11月、2010年1月、2012年7月、2013年5月及び2013年9月にこの論点を議論した。その中で、以下の2つの見解について主に議論が行われた。

- (A) この取引は、企業が決済の選択権を有していないという点で、相手方に決済方法の選択権が与えられている取引に類似している。よって第35項から第40項に記載されている、相手方が決済方法を決定できる株式に基づく報酬取引のガイダンス（いわゆる「複合金融商品アプローチ」）を類推適用すべき。
- (B) 新規株式公開及び支配の変更等の不確実な事象により決済方法が決定する場合、同じ条件付決済条項が付与されている報酬取引は、すべて同じ決済方法で決済されることになる。よって、最も可能性の高い決済方法に従って、すべての部分を現金決済型又は持分決済型に分類するのが妥当である（「決済可能性アプローチ」）。

議論の結果、解釈指針委員会は以下の理由から、決済可能性アプローチに従ってIFRS第2号に追加ガイダンスを提供することをIASBに提案した。

- 複合金融商品アプローチでは、まずは負債部分を公正価値で測定し、全体の公正価値から負債部分の公正価値を控除して資本部分を測定する。よって、100%の確率で現金決済が発生することを想定した測定となる。
- 条件付決済条項が定める将来の不確実な事象には、従業員の死亡等、一般的に発生可能性が極めて低い事象も多くみられる。
- したがって、将来の不確実な事象の発生可能性を全く考慮しない複合金融商品アプローチ

は、企業の負っている義務についての有用な情報を提供しない。

- 相手方に決済方法の選択権が与えられている場合、個々の従業員の意思によって決済方法が異なり得るため、複合金融商品アプローチは妥当な分類方法である。しかし、新規株式公開及び支配の変更等の不確実な事象に決済方法が依存している場合、同じ条件付決済条項が付与されている株式に基づく報酬取引は、すべて同じ決済方法で決済される。1つの報酬取引を負債と資本に区分する複合金融商品アプローチは、この取引の性質を適切に反映しない。
- 発生可能性が高い決済方法に従ってすべての部分を持分決済型か現金決済型に分類するアプローチは、この株式に基づく報酬取引の性質をより適切に表現する。

しかし、IASBは以下の理由から解釈指針委員会の提案を棄却し、この論点については今回のIFRS第2号の限定的改定の公開草案では取り扱わないということを暫定決定した。

- IAS第32号第25項によれば、将来の不確実な事象により現金又は資本性金融商品で決済される金融商品は、例外的状況を除き、すべて金融負債として分類される。
- 負債と資本の分類規準は、IFRS第2号とIAS第32号とで一部の金融商品について異なるが、この株式に基づく報酬取引を議論する上ではIAS第32号の要求規準を無視すべきではない。
- 解釈指針委員会の提案は、負債と資本の分類についてIAS第32号と不整合なガイダンスを提供することになる。
- また負債と資本の分類については、概念フレームワークプロジェクトで現在議論中である。

次のステップ

IASBはIFRS第2号の限定的改定の公開草案についての会計技術的な議論をすべて終了した。次にIASBは公開草案の公表に至るデュー・プロセスが適切に行われたか否かを議論し、公開草案のパロットの手続に入る。

おわりに

上記の4つの論点のうち、論点②、論点③、論点④は非常に古い論点であったため、過去の検討結果や資料の収集に多くの時間を要した。またIFRS第2号は米国会計基準と概ね整合している会計基準であるため、FASBスタッフとの擦り合わせも必要となった。さらに今回の限

定的改定プロジェクトの範囲を決定するに当たり、上記4つの論点のみならず、他のIFRS第2号の実務上の論点についての調査を行い、他に改定の対象とすべき論点の有無についての検討も行ったため、ここまでに至る調査検討対象は膨大なものとなった。今のIASBには、IFRS第2号の開発に従事していたスタッフが一人も残っていないということもあり、ペーパーの作成及び議論の準備は正直骨が折れたが、何とか公開草案のテクニカルな議論を終了することができて安堵している。

5月に行われる解釈指針委員会を最後にIASBでの任期が終了する。末筆ながら、この2年5か月の間私を支えてくださった日本の関係者の皆様に深く感謝申し上げるとともに、今後は日本の会計基準開発及びIASBへの意見発信に微力ながら貢献し、少しでも恩返しをさせていただく所存である。